

一般社団法人 日本損害保険協会
一般社団法人 外国損害保険協会

財務省大臣官房信用機構課長

住宅ローン利用者に対する「地震保険」への加入促進について（協力依頼）

平素から、地震保険業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、住宅ローン利用者に対する「地震保険」への加入促進につきましては、昨年 3 月に同様の御協力をお願いしたところですが、貴協会におかれましては、「地震保険」の加入促進に多大なる御尽力をいただいております、深く感謝申し上げます。

昨年は、1 月 1 日に能登半島地震が発生し、また 8 月には初めての南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が公表されたところです。地震リスクに対する危機意識や地震への備えに対する関心が増々高まる中、「地震保険」に関する適切な情報提供の重要性が高まっている事情に鑑み、継続的に「地震保険」に係る取組の浸透を図ることを目的として、本年度も皆様の御理解と御協力を賜りたく、本協力依頼を発出することといたしました。重ねての依頼となり誠に恐縮ですが、御協力方、何卒よろしくお願いいたします。

改めまして、本協力依頼の趣旨をご説明申し上げますと、我が国では、住宅を購入する際、金融機関からの住宅ローン借入により資金を確保することが一般的となっていますが、過去の巨大地震等発生時に、住宅ローンの返済と住宅再建等の資金調達が必要となる、いわゆる二重債務問題の発生が度々懸念されてきたところです。今般、「地震保険に関する法律」第 1 条の「地震保険の普及」を図る観点より、当省から金融機関等に対し、別添のとおり、通常では補償できない地震等のリスクと、「地震保険」等の事前の備えの必要性につき、衡量する機会を提供できるよう、その住宅ローン実行（借換を含む）において、改めて徹底していく旨、協力を要請したところです。

貴協会におかれましては、会員各社に対し、当該要請が金融機関等に対し行なわれている旨を周知していただきますようお願いいたします。

（別添）

財務省大臣官房信用機構課長から金融機関等に対する要請文

以上